

明監報第3号

教育委員会定期監査及び行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成31年3月22日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 星 川 啓 明

同 久 枝 陽 一

同 林 健 太

教育委員会定期監査の結果について

1 監査の対象部局

教育委員会事務局

総務課 学校管理課 学校給食課 学校教育課 児童生徒支援課
青少年教育課

学校その他の教育機関

あかし教育研修センター 明石商業高等学校事務局

2 監査の期間

平成30年11月26日から平成31年3月22日まで

3 監査の対象範囲

平成29年度における財務に関する事務の執行を対象とした。

ただし、必要に応じて平成29年度以外の事務も監査の対象とした。

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行等
- (2) 現金等取扱事務
- (3) 収入事務
- (4) 支出事務
- (5) 補助金事務
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) その他

5 監査の方法

教育委員会事務局及び学校その他の教育機関から予算の執行状況、物品の管理状況等に関する資料の提出を求め、所管する事務についてリスク評価を行い、リスク評価の結果に基づき重要な項目を選定し、当該項目が予算及び関係法令等に基づき適切に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を行った。

6 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのであるが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。

教育委員会行政監査の結果について

1 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

(注) 準公金とは、職員が職務に関連して取り扱う現金等で、明石市財務規則及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則が適用されないものをいう。

2 監査の期間

平成30年11月26日から平成31年3月22日まで

3 監査の範囲

監査事務局の現地監査時点における準公金の取扱いに関する事務

4 監査の方法

教育委員会事務局職員が取り扱う準公金については明石市教育委員会事務局準公金取扱基準に基づいた事務が行われているか、学校教職員が取り扱う準公金については明石市立小・中・特別支援学校準公金取扱マニュアルに基づいた事務が行われているかについて、教育委員会事務局及び学校の関係書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について

5 監査の結果

教育委員会事務局及び学校で取り扱っている準公金について、総務課1件、学校給食課1件、学校教育課5件、児童生徒支援課1件、青少年教育課3件、明石商業高等学校事務局4件、小学校46件、中学校14件及び市立明石商業高等学校9件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置を講じられたい。

また、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。

1 市立明石商業高等学校における準公金の取扱いについて

本市では、平成26年度から「準公金の取扱いについて」をテーマに定期監査にあわせて行政監査を行っているところである。

この間、教育委員会においては、平成28年度に「明石市立小・中・特別支援学校準公金取扱マニュアル」（以下「取扱マニュアル」という。）を策定された。

取扱マニュアルにおいて、印鑑と預貯金通帳とは別々に保管すること、出納簿は各学期末に校長までの検認を行うこと、出納簿に記載された金額と領収書及び通帳に記帳された金額とを一致させること等が定められている。

教育委員会所管の学校における準公金の事務処理については、これまで口頭での指摘事例はあるものの年々改善しつつあった。しかしながら今年度の行政監査において、市立明石商業高等学校で、

- (1) 通帳と印鑑とを別々の場所で保管していないもの
- (2) 出納簿が検認されていないもの
- (3) 支出先から直接領収書を徴していないもの
- (4) 領収書と支出金額とが一致しないもの

など、取扱マニュアルに基づく現金等の管理や出納事務が行われていない事例があった。このほかにも支出の内訳がわかる請求書等がないまま支払いをしているもの、概算払いの精算を行っていないものなど極めて不適切な事例が多数見受けられた。

市民にとって公金か準公金かの違いはないことから、準公金を取り扱う際には公金と同様に適正に取り扱わなければならない。

仮に問題事案が発生した場合、担当教職員はもとより教育委員会の管理責任が問われ、信用を失墜することにもなる。教育委員会におかれては、事務の透明性を確保し準公金の適正な管理を図るため、各学校長及び教職員への指導を徹底されたい。